資料番号

3

建設委員会資料 R 2.11.19

広島熊野道路の無料開放について

道路河川管理課道 路 企 画 課

1 要 旨

広島県道路公社(以下「公社」という。)が管理する広島熊野道路について、料金徴収期間の満了に伴い、令和2年12月6日(日)午前0時をもって無料開放すること、及び無料開放に向けた取組状況等について報告する。

2 無料開放に向けた取組状況について

(1) 周辺道路の円滑な交通の確保について

無料開放後の交通量を踏まえた,交差点レーン増設や信号表示サイクルの最適化等について, 関係機関と連携して取り組んでおり,引き続き,無料開放に向けて必要な対策を着実に実施する。

(2) 回数通行券の払戻しについて

回数通行券の販売については、令和2年11月30日(月)17時をもって終了する。

回数通行券の未使用分については、公社において令和4年3月31日(木)まで、郵送のみ払戻請求を受け付け、郵送料金は公社が負担する。必要書類については、県庁、広島市安芸区役所や熊野町役場のほか近隣市町や公社ホームページにおいて取得できる。

3 無料開放後の管理等について

(1) 道路管理者について

主要地方道 矢野安浦線の道路管理者として,熊野町域は県(西部建設事務所),広島市域は 広島市(安芸区役所)が管理する。なお,熊野トンネルについては,熊野町と広島市の行政界 がトンネル区間内にあることから,県・市の費用負担等を規定した管理協定に基づき,県が維 持管理を行う。

(2) 通行規制について

現在,道路交通法によって行われている歩行者・軽車両・原付の通行禁止は,無料開放後も継続される。

(3) 道路名称について

「広島熊野道路」の名称については、道路利用者に定着していることや、歩行者・軽車両・原付の通行規制があり、その他の道路と区別する必要があることを踏まえ、有料道路の標記を削除した上で、引き続き、道路案内標識等で使用する。

(4)料金所等の撤去工事について

料金所及び管理事務所の撤去については、無料開放後、公社において今年度末までに行うこととしている。料金所周辺の道路を規制しながらの施工となるため、利用者への周知を図るとともに、通行の安全確保等を徹底して実施する。

4 今後の予定

引き続き、無料開放に向け、周辺道路の円滑な交通を確保するために必要な対策を着実に実施するとともに、無料開放後の道路管理者である県及び広島市への広島熊野道路の適切な移管が図られるよう、関係機関と連携して取り組んでいく。また、無料開放後においても交通状況等を確認しながら、必要に応じて適切に対応していく。